土壌汚染対策法の一部を改正する法律 政省令規定見込み事項

条項名	種類	規定見込み事項
第3条第4	環境省令で定め	届出書の様式、添付書類を定める。
項	るところ	
第4条第1 項	環境省令で定め る規模	届出の対象とする土地の形質の変更の規模を定める(3,000㎡とすることを想定。)。
第4条第1	環境省令で定め	届出書の様式、添付書類を定める。
項	るところ	
第4条第1 項	環境省令で定め る事項	届出事項として、届出者の氏名、土地の形質の変更を行う範囲を 定める。
第4条第1 項第1号	環境省令で定め るもの	届出義務の適用除外とする「軽易な行為その他の行為」の要件を 定める。
第4条第2 項	環境省令で定め る基準	命令の対象となる「汚染のおそれのある土地」の基準について定める。
第4条第2 項	環境省令で定め るところ	命令の手続きを定める。
第6条第1 項第1号	環境省令で定め る基準	現行法第5条第1項「環境省令で定める基準」と同じ。
第6条第1項第2号	政令で定める基準	土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある土地の要件 として、「溶出量基準超過の土地にあっては当該土地又はその周 辺の土地にある地下水が飲用に供されていること」を定める(現行 第7条の政令で定める基準と同じ。)。
第7条第1 項	環境省令で定め るところ	指示の手続を定める。
第7条第1 項ただし書	環境省令で定め るところ	指示の手続を定める。
第7条第2 項	環境省令で定める事項	指示をする事項として、汚染の除去の措置を講ずべき土地の範囲を定める。
第7条第3 項	環境省令で定め るもの	ある汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められる 汚染の除去等の措置を定める。例えば、「原位置封じ込め」の場合 は、「遮水工封じ込め」「遮断工封じ込め」。
第7条第4 項	環境省令で定め るところ	命令の手続を定める。
第7条第6 項	環境省令で定め る。	現行法第7条第4項の「技術的基準」と同様のもの。
第9条第2 号	環境省令で定め るもの	禁止の適用除外とする「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」の要件を定める。
第14条第1 項	環境省令で定め るところ	申請の手続きを定める。
第14条第2 項	環境省令で定め るところ	申請書提出の手続きを定める。
第14条第2 項	環境省令で定め る事項	申請書に記載する事項を定める。
第14条第2 項	環境省令で定め る書類	申請書に添付する書類の種類を定める。
第15条第2 項	環境省令で定め る。	台帳の記載事項、様式、添付書類を定める。
第16条第1 項	環境省令で定め る方法	検体の採取方法及び分析方法を規定する予定。
第16条第1 項	環境省令で定め るところ	届出書の様式、添付書類を定める。
第16条第1 項第7号	環境省令で定め る事項	届出事項として、届出者の氏名、住所を定める。
第16条第2 項	環境省令で定めるところ	届出書の様式、添付書類を定める。
第16条第3 項	環境省令で定め るところ	届出書の様式、添付書類を定める。
第17条	環境省令で定め る汚染土壌の運 搬に関する基準	運搬方法として、土壌及び特定有害物質の飛散防止措置を規定 する予定。

第20条第1	環境省令で定め	毎珊亜たたけする際の子はまた中央で
項	るところ	管理票を交付する際の手続きを定める。
第20条第1 項	環境省令で定め る事項	管理票を交付する際の記載事項を定める。
第20条第3 <u>項</u>	環境省令で定め る事項	運搬が終了した際の管理票への記載事項を定める。
第20条第3 項	環境省令で定め る期間	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付する期間を定める。
第20条第4 項	環境省令で定め る事項	処理が終了した際の管理票への記載事項を定める。
第20条第4 項	環境省令で定め る期間	処理受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付する期間を定める。
第20条第5 項	環境省令で定め る期間	管理表交付者が管理票の写しを保存する期間を定める。
第20条第6 項	環境省令で定め る期間	運搬受託者又は処理受託者による管理票交付者への管理票の写しの送付期限を定める。
第20条第7 項	環境省令で定め る期間	運搬受託者が管理票又は管理票の写しを保存する期間を定める。
第20条第8 項	環境省令で定め る期間	処理受託者が管理票又は管理票の写しを保存する期間を定め る。
第22条第1 項	環境省令で定めるところ	汚染土壌処理業の許可の手続きを定める。
第22条第2 項	環境省令で定めるところ	申請書の様式、申請書の提出の手続きを定める。
第22条第2 項第5号	環境省令で定め る事項	第1号~第4号に掲げるもの以外の申請書の記載事項を定める。
第22条第3 項第1号	環境省令で定め る基準	汚染土壌を処理する者として許可する基準を定める(技術的能力 や経理的状況を想定)。
第22条第6 項	環境省令で定め る汚染土壌の処 理に関する基準	施設の種類ごとに汚染土壌の処理に係る基準を定める。
第22条第8 項	環境省令で定め るところ	処理業者が備え置く記録の様式を定める。
第22条第8 項	環境省令で定め る事項	記録の記載・閲覧事項を定める。
第23条第1 項	環境省令で定め るところ	変更の許可の手続きを定める。
第23条第1 項	環境省令で定め る軽微な変更	変更の許可について適用除外とする軽微な変更を定める。
第23条第3 項	環境省令で定め る事項	届出を要する変更の内容を定める。
第23条第3 <u>項</u>	環境省令で定めるところ	届出書の様式、届出の手続きを定める。
第23条第4 項	環境省令で定めるところ	届出書の様式、届出の手続きを定める。
第27条第1 <u>項</u>	環境省令で定めるところ	業を廃止し、又は許可が取り消された場合に講ずべき措置の内容 を定める。
第28条	環境省令で定める。	許可証の交付手続き、許可証の記載事項、様式を規定する予定。
第33条	環境省令で定め る基準	技術管理者の要件を定める。
第35条	環境省令に定め る事項	届出対象となる指定調査機関に係る変更事項として、代表者の氏 名、業務を行う都道府県を定める予定。
第35条	環境省令で定めるところ	届出書の様式、添付書類を定める。
第38条	環境省令で定めるところ	帳簿の様式を定める。
第38条	環境省令で定め るもの	帳簿に記載すべき事項を定める。